

豊川市における指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託要件について（R4. 4. 1改訂）

保険者	本人居住地	委託要件等		委託可否	備考
東三河 広域連合	豊川市	在宅	前回認定が要介護で介護サービスを利用していた利用者が要支援となった場合	○	前回認定（要介護）時に担当していた居宅介護支援事業所に委託することを原則とする。
			利用者（要支援）の同居家族等が要介護の認定を受け、介護サービスを利用している場合	○	同居家族等の担当をしている居宅介護支援事業所に委託することを原則とする。
	東三河広域連合内の市町村	在宅・高齢者専用住宅・ケアハウス・有料老人ホーム		×	委託するのではなく、本人の居住する市町村の地域包括支援センターが担当する。
	東三河広域連合外の市町村	高齢者専用住宅・ケアハウス・有料老人ホーム		×	委託するのではなく、本人の居住する市町村の地域包括支援センターが担当する。（※一部例外あり）
		在宅			○